

他都市との相互応援協定一覧

要請部局：総括部

1	災害時における相互援助協定	物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の派遣 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあつせん 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供	川崎市	昭和44年8月1日 (平成9年8月31日改正)
2	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 児童・生徒の受入 被災者に対する住宅の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	室蘭市・上越市 (姉妹都市)	平成7年10月22日
3	友好都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 児童・生徒の受入 被災者に対する住宅の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	佐久市 (友好都市)	平成7年11月17日
4	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	長野市・上越市・ 甲府市	平成24年7月20日
5	大規模災害に係る相互援助の実施等に関する協定	食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資器材の提供 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供 被災者を一時的に収容することができる施設の提供 被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあつせん 被災者に対する住宅の提供及びあつせん 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣 ボランティアのあつせん 前各号に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項	島田市・焼津市・ 藤枝市・牧之原市・ 吉田町・川根本町	平成24年4月1日
6	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	金沢市	平成8年5月31日
7	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出救助、医療救護及び防疫に必要な資器材及び物資の提供 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	墨田区・仙台市・ 福井市・新潟市・ 島原市・釧路市	平成18年4月1日
8	静岡市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び船艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	尼崎市	平成8年7月22日

他都市との相互応援協定一覧

要請部局: 総括部

9	静岡市と平塚市の防災相互応援に関する協定	防災対策の相互協力及び情報交換 防災対策及び研修等への職員の派遣 応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び斡旋並びに職員の応援 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平塚市	平成18年3月31日
10	神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	神戸市	平成9年3月10日
11	災害時における相互応援に関する協定	救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	中部西関東市町村地域連携協議会	平成9年8月6日
12	災害時の相互応援に関する協定	食料、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣 静岡県地域防災計画に基づき、防災船等による緊急海上輸送に伴う甲、乙間に必要な情報の提供と必要に応じた職員の派遣 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	下田市	平成10年1月21日
13	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	施設又は業務の提供又はあっせん 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん	県内各市町村及び関係各一部事務組合	平成13年3月30日
14	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	情報提供、車両・通信機材等の貸付	国土交通省中部地方整備局・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・長野県・名古屋市・浜松市	平成19年7月23日
15	21大都市災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・新潟市・東京都・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市	平成24年10月1日

消防相互応援協定

1	静岡県消防相互応援協定	静岡県内の市町及び消防に関する事務を処理する一部事務組合	静岡県内の災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援	昭和62年3月2日 (平成29年3月10日改正)
2	東名高速道路内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	富士市	東名高速道路の富士・清水インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成20年11月1日
3	新東名高速道路における消防相互応援に関する協定書	富士市、富士宮市	新東名高速道路の新富士インターチェンジ・清水インターチェンジ間及び清水連絡路における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成24年4月14日
4	東名高速道路内の静岡・焼津インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	東名高速道路の静岡・焼津インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
5	東名高速道路内の焼津・吉田インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	東名高速道路の焼津・吉田インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
6	東名高速道路内の相良牧之原・菊川インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	菊川市	東名高速道路の相良牧之原・菊川インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
7	新東名高速道路内の新静岡・藤枝岡部インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	新東名高速道路の新静岡・藤枝岡部インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
8	新東名高速道路内の藤枝岡部・島田金谷インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	新東名高速道路の藤枝岡部・島田金谷インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
9	新東名高速道路内の島田金谷・森掛川インターチェンジ間における消防相互応援協定書	袋井市森町広域行政組合	新東名高速道路の島田金谷・森掛川インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
10	静岡市・志太広域事務組合の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
11	静岡市・浜松市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	浜松市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
12	静岡市・袋井市森町広域施設組合の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	袋井市森町広域施設組合	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
13	静岡市・掛川市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	掛川市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
14	静岡市・菊川市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	菊川市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
15	静岡市・御前崎市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	御前崎市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
16	富士市と静岡市における消防相互応援に関する協定書	富士市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成29年3月22日
17	富士宮市と静岡市における消防相互応援に関する協定書	富士宮市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成29年3月22日
18	静岡県内航空消防相互応援協定書	静岡県、浜松市	ヘリコプターを使用して行う航空消防に関する相互応援	平成29年3月31日
19	静岡市・峡南広域行政組合の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	峡南広域行政組合	県境に接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成31年3月10日

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
1	情報	災害時等における放送要請に関する協定	災害時における放送	㈱エフエムしみず	平成8年6月2日	危機管理局
2	情報	緊急情報放送に関する協定	同上	㈱シティエフエム静岡	平成10年4月1日	
3	情報	災害時における臨時広報紙の配布に関する協定	災害時における臨時広報紙の配布	静岡市葵区駿河区新聞販売組合 清水新聞販売組合	平成25年2月18日	
4	情報	災害等支援協力に関する覚書	市の管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供 郵便局の管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供 必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置 被災住民等の避難先及び被災状況等の安否情報の相互提供 郵便局掲示板への災害関連情報の掲示 要請する他都市支援者への地理案内 道路破損等及び交通渋滞などの道路情報の提供 その他支援、協力できる事項	中央・南・西の3普通郵便局及び静岡市内特定郵便局	(旧静岡市) 平成10年7月8日 (旧清水市) 平成9年10月9日 (旧由比町) 平成10年2月10日	
5	情報	災害発生時における静岡市と静岡市内郵便局の協力に関する協定	緊急車両としての車両の提供 避難先リスト等の情報の相互提供 郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等 要請のあったもののうち協力できる事項	静岡市内単独マネジメント郵便局及び静岡市内エリアマネジメント郵便局	平成29年10月17日	
6	情報	災害時における応急対策活動に関する協力協定	応急対策活動上必要とする災害に関する情報の収集、提供	静岡市静岡防災アマチュア無線ネットワーク	平成11年2月4日	
7	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	市民に対して必要な情報を迅速に提供	ヤフー㈱	平成25年9月20日	
8	情報	防災への取り組みに関する協定	災害対応サービスの開発及び実施	Google	平成25年10月8日	
9	情報	災害時に係る災害対策に関する協力協定	災害時における地図製品等の供給	㈱ゼンリン	平成27年2月25日	
10	情報	通信障害時における土地の使用に関する覚書	通信障害時における土地の使用	㈱NTTドコモ東海支社 ㈱ドコモCS東海	令和3年3月10日	
11	情報	「静岡市安全で快適なまちづくりの会」の活用に関する協定	公共土木施設等の被災状況の調査及び通報	静岡市安全で快適なまちづくりの会	平成17年8月30日	建設局
12	情報	静岡県防災エキスパートの活用に関する協定	同上	NPO法人静岡県地域づくり研究所	平成17年8月30日	
13	情報	緊急時における情報発信に関する協定	緊急時の情報発信への協力	株式会社バローホールディングス	令和5年11月1日	総務局
14	情報	同上	同上	株式会社ヒバリヤ	令和5年11月1日	
15	情報	同上	同上	生活協同組合ユーコープ	令和5年11月1日	
16	情報	同上	同上	株式会社タカラ・エムシー	令和5年11月1日	
17	情報	同上	同上	株式会社マル	令和5年11月1日	
18	情報	同上	同上	株式会社ユーマート	令和5年11月1日	
19	情報	同上	同上	マックスバリュ東海株式会社	令和5年12月1日	
20	情報	同上	同上	株式会社静鉄ストア	令和5年12月1日	
21	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	傷病者に対する応急処置及び医療 傷病者の救護病院への収容指示 死体の検案 その他状況に応じ必要と認められる処置	(一社)静岡市静岡医師会 (一社)静岡市清水医師会	平成19年3月23日	保健衛生医療部
22	医療救護	同上	医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 医療救護所等における医薬品の仕分け、管理	(一社)静岡市薬剤師会 清水薬剤師会	平成19年3月23日	
23	医療救護	同上	救護所における傷病者に対する救護活動、口腔ケア等の歯科保健活動、身元確認のための歯牙鑑定 その他状況に応じ必要と認められる処置	(一社)静岡市静岡歯科医師会 (一社)静岡市清水歯科医師会	平成19年3月23日	
24	防疫	災害時における防疫活動に関する協力協定	災害時における感染症の未然防止のための防疫活動の協力	静岡県ベストコントロール協会	平成19年4月1日	
25	輸送	災害の発生時における輸送業務等の協力協定	物資の緊急・救援輸送、資機材の提供 緊急・救援輸送業務に関する情報収集	静岡県トラック協会	令和3年2月3日	危機管理局
26	輸送	災害時における輸送業務に関する協力協定	食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の輸送業務の実施	赤帽静岡県軽自動車運送(協)	(旧静岡市) 平成10年1月8日 (旧清水市) 平成8年12月5日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
27	輸送	漁船による緊急輸送活動に関する協定	被災者の輸送活動	由比港漁業(協)	平成9年12月1日	農政部
			災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動			
			必要な人員、資機材等の輸送活動			
28	輸送	同上	被災者の輸送活動	清水漁業(協)	(旧静岡市) 平成10年9月1日 (旧清水市)	
			災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動			
			必要な人員、資機材等の輸送活動			
29	輸送	災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定	緊急通行に必要な自動車用燃料の納入	静岡県石油商業組合 静岡支部	平成14年3月22日	財政部
30	輸送	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する清水市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定	霊柩自動車等による遺体の搬送及び死体の収容に必要な資機材の提供	(社)全国霊柩自動車協会	平成14年11月29日 (旧静岡市) 平成12年3月30日	保健衛生 医療部
31	ライフライン	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	避難所等にLPガスの供給及びLP設備の整備等	(一社)静岡県LPガス協会 (一社)静岡県LPガス協会 静岡地区会 (一社)静岡県LPガス協会 清水地区会	令和4年3月23日	危機管理局
32	ライフライン	特設公衆電話の設置等に関する覚書	災害発生時における特設公衆電話の設置	西日本電信電話(株)静岡支店	平成27年12月8日	
33	ライフライン	非常災害時における土地の使用に関する覚書	大規模停電時の土地使用	中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	令和3年3月9日	
34	ライフライン	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	災害対策本部等への連絡員の派遣 重要施設への電力の復旧、電源車の配置及び優先順位の設定 停電復旧のための道路啓開の実施 停電情報・復旧見通しなどの情報共有及び市民に対する情報発信	中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	令和5年7月31日	
35	ライフライン	非常災害時における土地の使用に関する覚書	大規模なガス供給停止時の土地使用	静岡ガス株式会社	令和7年3月31日	
36	ライフライン	災害時における応急対策活動に関する協力協定	水道及び下水道施設の復旧 公共施設並びに避難施設等への仮設給排水設備設置など	静岡市水道局指定工事店(協)	平成13年1月31日	水道部 下水道部 建築部
37	ライフライン	同上	同上	清水管工事システム(協)	平成17年2月25日	
38	ライフライン	同上	同上	清水水道設備(株)	平成17年7月29日	
39	ライフライン	同上	同上	内川工業(株)	平成18年5月25日	
40	ライフライン	同上	同上	光陽エンジニアリング(株)	平成19年5月2日	
41	ライフライン	同上	同上	エイト工業(株)	平成26年1月21日	
42	ライフライン	同上	同上	マルミ建設(株)	平成28年2月22日	
43	ライフライン	同上	同上	栄(株)	平成28年3月23日	
44	ライフライン	同上	同上	(株)渡辺工業	平成30年5月8日	
45	ライフライン	同上	同上	(株)岩崎建設	令和元年11月26日	
46	ライフライン	同上	同上	(株)富山冷熱工業	令和3年11月5日	
47	ライフライン	同上	同上	(株)安藤工業	令和4年10月27日	
48	ライフライン	同上	同上	サンセイ冷熱(株)	令和5年1月27日	
49	ライフライン	同上	同上	(有)石本土木	令和5年1月30日	
50	ライフライン	同上	同上	中央冷熱(株)	令和5年3月28日	
51	ライフライン	同上	同上	(有)堀池設備工業	令和5年8月1日	
52	ライフライン	同上	同上	アイリ設備株式会社	令和6年6月7日	
53	ライフライン	同上	被災した水道施設へのポンプ設備、弁設備、井戸、滅菌設備、膜ろ過設備又は紫外線照射設備等の復旧作業など	(株)水機テクノス静岡営業所	平成31年3月29日	水道部 下水道部
54	ライフライン	同上	同上	大学産業(株)静岡営業所	令和元年6月18日	
55	ライフライン	同上	同上	荏原実業(株)静岡支社	令和元年7月16日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
56	ライフ ライン	同上	停電時の水道施設への仮設発電機の設置。被災した水道施設への電気設備、計装設備、監視制御設備又は非常用自家発電設備等の復旧作業など	(株)第一テクノ静岡営業所	平成31年3月29日	水道部 下水道部
57	ライフ ライン	同上	同上	協立電機(株)	令和元年5月27日	
58	ライフ ライン	同上	同上	(株)静岡日立	令和元年6月20日	
59	ライフ ライン	同上	同上	メタウォーター(株)	令和元年7月10日	
60	ライフ ライン	同上	同上	三菱電機プラントエンジニアリング(株)静岡支社	令和元年9月11日	
61	ライフ ライン	同上	同上	東芝プラントシステム(株)静岡営業出張所	令和5年3月27日	
62	ライフ ライン	同上	同上	昱耕機(株)静岡営業所	令和5年8月1日	
63	ライフ ライン	同上	応急給水活動、漏水調査活動、電話及び窓口対応、広報活動など	第一環境(株) 中部支店	令和5年10月1日	水道部
64	ライフ ライン	同上	災害応急対策時の資機材、労力等の提供	(公社)日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会	平成18年3月6日	下水道部
65	ライフ ライン	同上	同上	(株)石垣	平成31年3月7日	
66	ライフ ライン	同上	同上	(一財)静岡市環境公社	令和2年3月2日	
67	ライフ ライン	同上	被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務(燃料及び薬品供給を含む。)その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事	(一社)日本下水道施設管理業協会	令和5年3月9日	
68	ライフ ライン	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事	(一社)日本下水道施設業協会	令和4年10月31日	
69	ライフ ライン	同上	下水道機械・電気設備における被災等の調査、復旧計画、応急及び復旧工事	シンフォニアテクノロジー(株) 静岡営業所	令和4年12月7日	
70	ライフ ライン	同上	同上	月島機械(株) 横浜支店	同上	
71	ライフ ライン	同上	同上	東芝インフラシステムズ(株) 静岡支店	同上	
72	ライフ ライン	同上	同上	巴工業(株)	同上	
73	ライフ ライン	同上	同上	(株)西原環境 中部支店	同上	
74	ライフ ライン	同上	同上	(株)日立プラントサービス 中部支店	同上	
75	ライフ ライン	同上	同上	前澤工業(株) 横浜支店	同上	
76	ライフ ライン	同上	同上	三菱電機(株) 静岡支店	同上	
77	ライフ ライン	同上	同上	(株)明電舎 静岡支店	同上	
78	ライフ ライン	同上	同上	メタウォーター(株) 静岡営業所	同上	
79	ライフ ライン	同上	同上	安川オートメーション・ドライブ(株) 東京支店	同上	
80	ライフ ライン	同上	同上	水ingエンジニアリング(株) 横浜営業所	令和5年2月8日	
81	ライフ ライン	静岡市及び日本下水道事業団における相互協力に関する協定	災害支援に向けた連携等	地方共同法人 日本下水道事業団	令和2年1月31日	
82	ライフ ライン	災害時における応急対策活動に関する協力協定	公共建築物の初期電気復旧活動等災害の状況に応じた災害応急対策活動 会員のあっせん、車両、資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力	静岡市電設協	平成10年1月8日	建築部
83	ライフ ライン	同上	公共施設の災害応急対策活動	協和電工(株)	平成19年10月23日	
84	物資	災害の救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定	災害の救助又は救援に必要な物資の調達及び供給等	生活(協) コープしずおか	平成14年11月29日	健康福祉部
85	物資	災害時における食料・物資の供給等に関する協定	災害時における物資の供給	(株)ローソン	平成28年12月26日	
86	物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	応急生活物資の供給等	市内業者	平成元年12月14日等	
87	物資	同上	同上	株式会社とらや	平成29年1月19日	
88	物資	同上	同上	有限会社ほていや商事	同上	
89	物資	同上	同上	SSKセールス株式会社	同上	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
90	物資	同上	同上	静岡塩業株式会社	同上	健康福祉部
91	物資	同上	同上	はごろもフーズ株式会社	同上	
92	物資	同上	同上	株式会社紙泰	同上	
93	物資	同上	同上	有限会社松永ふとん店	同上	
94	物資	同上	同上	駿河紙業株式会社	同上	
95	物資	同上	同上	株式会社カネタカ	同上	
96	物資	同上	同上	株式会社四葉商会	同上	
97	物資	同上	同上	大北農業(協)	同上	
98	物資	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	被災者等に供給する生鮮食料品の提供 被災者等に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送 その他特に要請のあった事項	全国46都市の中央卸売市場	平成20年9月1日 関東支部協定より全国46都市協定へ	
99	物資	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	応急生活物資の供給等	イオン(株)中部カンパニー(ジャスコ清水店)	平成18年11月7日	
100	物資	災害時における救援物資の供給に関する協定	災害の救助又は救援に必要な物資の調達及び供給等	(株)ファミリーマート	平成24年1月17日	
101	物資	災害時における支援協力に関する協定	応急生活物資の供給等	マックスバリュ東海(株)	平成25年4月9日	
102	物資	同上	同上	(株)静鉄ストア	平成25年8月27日	
103	物資	同上	同上	(株)エンチャー	平成25年9月3日	
104	物資	同上	同上	(株)カインズ	平成29年3月7日	
105	物資	同上	同上	中部薬品(株)	平成30年6月15日	
106	物資	同上	同上	(株)タカラ・エムシー	平成30年10月24日	
107	物資	同上	同上	NPO法人コメリ災害対策センター	平成30年12月25日	
108	物資	同上	同上	イオンビッグ株式会社	令和6年10月25日	
109	物資	災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定	物資(福祉用具)の調達及び供給	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平成25年4月16日	
110	物資	防災対策における物資の供給に関する協定	災害時における物資の供給	日鉄エンジニアリング株式会社	令和7年4月1日	
111	物資	災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定	水道・トイレ等の提供 調達可能な物資の提供 等	(株)イトーヨーカ堂	令和5年12月27日	
112	物資	災害時における消防用水の確保に関する協定	災害時における消防用水の供給	静岡県中部生コンクリート協同組合	平成30年3月20日	危機管理局
113	物資	防災倉庫に関する使用賃借契約	防災倉庫の賃借	三菱地所(株)	平成25年11月1日	
114	物資	災害時における量の提供に関する協定	災害時における量の供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	平成28年8月18日	
115	物資	同上	同上	静岡県県営適格組合連合会	平成28年12月5日	
116	物資	災害時における物資拠点の開設等に関する協定	ツインメッセ静岡を緊急物資集積拠点として提供	(公財)静岡産業振興協会、静岡県	平成29年1月6日	
117	物資	緊急物資集積所の開設等に関する協定	倉庫を緊急物資集積所として提供	(株)丸総	平成27年6月19日	
118	物資	同上	同上	静岡市物流団地協同組合	平成29年3月9日	
119	物資	災害時における資機材のリースに関する協定	資機材の優先的供給	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部	平成25年11月14日	
120	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	災害時における段ボール製品等の供給	静岡橋ライオンズクラブ レンゴー株式会社清水工場	令和2年8月31日	保健衛生 医療部
121	物資	災害時における入浴支援に関する協定	災害時における入浴施設の提供	(株)相川トレーディング	令和2年3月23日	
122	物資	災害時における物資の供給に関する協定	災害時における医薬品、衛生材料、日用品、食料品の供給	ウエルシア薬局(株) 株)杏林堂薬局 株)クリエイトエス・ディー	平成26年11月11日	
123	物資	大規模災害時における生鮮食料品等の調達に関する協定	災害時における生鮮食料品等の供給	静岡市中央卸売市場卸売業者及び仲卸等協同組合(6者)	令和2年4月1日	商工部

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
124	建築	災害時における応急対策活動に関する協定	公共施設の被害状況の調査、応急危険度判定及び災害応急復旧工事	㈱ミツワ建設	平成17年7月29日	建築部
125	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	建築物の応急補強・修理等災害の状況に応じた災害応急対策活動 組合員のあっせん、車両、資機材及び労務の提供 その他可能な限りの協力	静岡大工建築業(協)	平成10年1月8日	
126	建築	災害時における応急対策活動に関する協定	被災建築物の応急危険度判定 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談など	(社)静岡県建築士会 中部ブロック	平成23年4月1日	
127	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	被災建築物に係る情報収集及び被害状況調査 被災建築物の緊急解体工事	(社)静岡県解体工事 業協会(中部16社)	平成21年12月14日	
128	建築	同上	公共施設の被害状況の調査 公共施設の災害応急復旧工事	(有)村松カクミツ住建	令和3年3月15日	
129	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	公共施設の被害状況の調査、応急危険度判定及び災害応急復旧工事	㈱ZEAX	令和4年7月1日	税務部
130	建築	災害時における家屋被害認定に関する協定	災害発生時の市内の被災家屋調査 り災証明についての市民からの相談の補助	静岡県土地家屋 調査士会	平成20年7月2日	
131	環境	災害時における化学物質調査に関する協定	化学物質調査等の業務	(一社)静岡県計量 協会環境計量 証明部会中部支部	平成23年2月4日	環境局
132	廃棄物	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集・運搬に関する業務 災害廃棄物の処理・処分に関する業務 災害廃棄物の再資源化に関する業務等	公益社団法人静岡県産 業廃棄物協会	平成19年3月19日	
133	廃棄物	大規模災害時における避難所の仮設トイレのし尿等の収集運搬に関する協定	避難所に設置する仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務	一般財団法人 静岡市環境公社	平成23年2月4日	
134	廃棄物	同上	同上	市内業者(11社)	平成25年10月10日	
135	廃棄物	大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務	一般財団法人 静岡市環境公社	平成23年2月4日	
136	廃棄物	同上	同上	静岡一般廃棄物処理業 協同組合(12社) 清水一般廃棄物処理業 協同組合(22社)	平成25年10月10日	建築部 農政部 土木部 道路部 水道部 下水道部
137	土木	災害時における応急対策業務に関する協力協定	公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定 道路の啓開 公共施設の災害応急復旧工事	(社)静岡建設業協会	平成17年8月25日	
138	土木	同上	同上	(社)清水建設業協会	平成17年8月25日	
139	土木	同上	同上	静岡市清水区蒲原建設 業組合	平成19年3月13日	
140	土木	同上	同上	由比建設業協力会	平成20年12月25日	
141	土木	同上	同上	(協会非加盟) 土木建設業者等	平成17年2月～	
142	土木	災害時における測量設計等業務委託に関する協定	公共施設の被害状況把握 測量、設計、用地測量及び用地調査業務	(社)静岡県測量設計業協 会	平成19年3月13日	
143	土木	災害時における地質調査等業務委託に関する協定	地質調査等業務 災害応急復旧工事に必要な測量設計等業務	静岡県地質調査業 協会	平成19年3月13日	土木部 道路部
144	土木	災害時における応急対策業務に関する協定	公共施設の被害状況の調査 公共施設の災害復旧工事の実施	静岡市造園緑化協会	平成20年7月29日	都市計画部
145	土木	同上	同上	清水造園事業(協)	平成17年2月28日	
146	土木	同上	同上	景観みどり静岡協組	平成17年2月28日	
147	遺体処理	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び葬儀式場等の施設の提供	(社)全日本冠婚葬祭互助 協会	平成14年11月29日 (旧静岡市) 平成12月4月17日	保健衛生 医療部
148	遺体処理	同上	同上	静岡県葬祭業 協同組合	平成31年3月7日	
149	避難誘導	災害時における新幹線駅(静岡駅)の鉄道旅客の避難誘導等に関する協定	災害時等における避難地及び避難所への避難誘導 避難地及び避難所の運営のための職員を配置 避難旅客に係る物資、食糧等の準備及び提供	東海旅客鉄道㈱ 静岡支社	平成13年12月21日	危機管理局
150	避難誘導	避難誘導電柱広告に関する協定	避難誘導電柱広告の設置	中電興業㈱静岡支社 東海広業㈱	平成28年8月18日	
151	相談	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報の提供 被災したものに係る住宅融資の措置	独立行政法人 住宅金融支援機構	平成28年3月31日	建築部
152	相談	災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定	災害時における市民への復興まちづくりの助言	静岡県技術士協会	平成22年6月29日	都市計画部
153	相談	同上	同上	(社)全日本士地区画 整理士会静岡県支部	平成22年6月29日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名 称	内 容	相手方	締結日	要請部局
154	相談	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	被災者に対して行う被災者法律相談	静岡県行政書士会	令和7年2月6日	市民局
155	相談	災害時における被災者支援のための司法書士業務に関する協定	同上	静岡県司法書士会	平成27年4月21日	
156	相談	災害時相談業務等に関する協定	被災者に対して行う被災者支援活動	静岡県弁護士会	平成29年3月29日	
157	その他	災害時の動物救護活動に関する協定	災害時における被災動物の救護活動の協働	静岡市獣医師会 (一社)静岡県動物保護協会静岡支部 (公社)日本愛玩動物協会	平成25年3月22日	保健衛生福祉部
158	その他	災害時等における静岡市指定金融機関の事務取扱に関する協定	災害時等における公金事務の円滑な実施の確保	静岡市指定金融機関 (株)静岡銀行及び(株)清水銀行	平成26年3月25日	会計室
159	その他	静岡市災害ボランティア本部の設置及び運営に関する協定	災害ボランティア本部の設置及び運営等	(福)静岡市社会福祉協議会	令和7年3月19日	市民局

第1章 総則
(目的)

第1条 この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となつて被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付のほか、本計画以外の仕組み等において対象としていない業務を行うものとする。

(地域ブロック)

第3条 地域ブロックは、別表1のとおりとする。

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画



平成 25 年 12 月
(令和 7 年 4 月改正施行版)
指定都市市長会

第2章 警戒体制・準備体制

(警戒体制)

第4条 国内のいづれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

(準備体制)

第5条 国内のいづれかの市区町村において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は大雨特別警報が発表された場合、もしくはそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

2 前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。
- (2) 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。
- (3) 中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。
- (4) 別表1に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地域ブロック内の指定都市へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。派遣に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や、事前に電話等により情報収集した被害状況等を考慮の上、判断するものとする。なお、関係省庁・関係団体の対応状況については中央連絡本部が情報収集するものとする。
- (5) 現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。
- (6) 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表1に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第8号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
- (7) 中央連絡本部長は、複数の指定都市が被災した場合や現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表1に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。
- (8) 別表1に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。
- 3 現地連絡本部は、原則として被災地域ブロック内の指定都市の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。
- 4 各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。
- 5 中央連絡本部は、指定都市以外の被災自治体の情報を総務省等から収集するものとする。
- 6 中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び危機管理担当市に報告するとともに、各指定都

市に情報提供するものとする。

- 7 会長市、危機管理担当市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。

- 8 中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第7条第9項に規定する役割を、現地連絡本部は、第8条第7項に規定する役割を担うことができるものとする。

- 9 準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第3章 行動計画の適用決定・支援の実施

(行動計画の適用決定)

第6条 会長は、前条第7項の協議内容や応急対策職員派遣制度の適用状況を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めるときは、この計画の適用を決定する。

2 会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(中央支援本部の設置)

第7条 会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。

2 中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

3 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は会長が務める。

4 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は危機管理担当市長が務め、中央支援副本部長への助言及び中央支援副本部長の職務を補佐する。

5 中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。

6 中央支援副本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表1に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。

7 各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。

8 中央支援副本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。

9 中央支援本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）

(2) 会長市、危機管理担当市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整

(3) 報道機関等への情報提供

(4) 被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）

(5) 前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項

10 中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

(現地支援本部の設置)

第8条 別表1に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画が適用された場合には、原則として第5条第2項第4号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。設置に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や被災地の状況等を考慮の上、判断するものとする。

2 現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

3 現地支援本部の副本部長（以下「現地支援副本部長」という。）は、別表1に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。

4 現地支援本部は、現地支援副本部長が指定する場所に置き、別表1に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。

5 現地支援副本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援副本部長に速やかに連絡するものとする。

6 中央支援副本部長は、現地支援副本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

7 現地支援本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 被災地における情報収集

(2) 中央支援本部との連絡調整

(3) 被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）

(4) 被災市区町村への対口支援の調整

(5) 前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項

8 現地支援副本部長は、別表1に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援副本部長と協議するものとする。

9 中央支援副本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めるときは、別表1に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

(対口支援の決定)

第9条 被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。

2 現地支援副本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。

3 現地支援副本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の市長と協議するも

- 4 中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

- 4 現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。
- 5 中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。
- 6 応急対策職員派遣制度に基づき確保調整本部が設置されている場合には、中央支援本部長は、第2項から前項までの規定によらず、確保調整本部に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

(対口支援の実施)

- 第10条 支援元の指定都市の市長は、前条第5項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。
- 2 中央支援本部長及び現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

(総括支援チームの派遣)

- 第10条の2 応急対策職員派遣制度における総括支援チームの派遣要請があった場合、中央支援本部長は現地支援本部長と協議の上、支援元候補の指定都市を決定するものとする。

(現地支援本部の機能継承)

- 第11条 現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。
- 2 中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(対口支援の終了)

- 第12条 支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 2 支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 3 支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに報告するものとする。

第5章 補足事項

(各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応)

- 第15条 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- 2 会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。
- 3 事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができない場合は、別表2に従い事務局とは別に中央連絡本部を設置し、第5条に規定する役割を担う。この場合において、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、当該中央連絡本部を設置した都市の行動計画担当部署の局長級職員が中央連絡本部長を務め、各指定都市に速やかに連絡するものとする。
- 4 前項の規定を適用した場合において、本計画を適用する時点でなお事務局がその役割を果たすことが困難なときは、会長は、前項の規定により中央連絡本部を設置した指定都市に中央支援本部を設置し、当該指定都市は、第7条に規定する役割を担う。この場合において、中央支援本部長は、各指定都市に速やかに通知するものとする。
- 5 前2項の規定に基づき中央連絡本部又は中央支援本部を設置した指定都市は、事務局がその役割を果たすことが可能となった場合は、事務局へ継承する。この場合において、中央連絡本部長又は中央支援本部長は、各指定都市に速やかに連絡するものとする。
- 6 別表1に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表1の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。
- 7 上記のほか、災害の状況により別表1及び別表2の割り振りにより難い場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

(他の災害支援の枠組みとの関係)

- 第16条 この計画の実施に当たっては、国の応急対策職員派遣制度などの広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- 2 この計画は、21大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

(費用負担)

- 第17条 この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。
- 2 中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要があるが生じた機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

第4章 行動計画の適用終了

(現地支援本部及び中央支援本部の解散)

- 第13条 中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

- 2 中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第11条第1項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(行動計画の適用終了後の連絡調整)

- 第14条 事務局は、この計画の適用を終了した後、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第6章 平時における準備

(平時からの連携)

第19条 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

2 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。

3 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国和事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(研修、訓練等の実施)

第20条 指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

第7章 その他

(委任)

第21条 この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(実施モデル)

第22条 この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

(附 則)

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

この計画は、令和3年6月24日から施行する。

この計画は、令和4年7月20日から施行する。

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

(公務災害補償)

第18条 この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。

2 この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が当該公務の従事中に生じたものについては、被災市区町村が賠償し、被災市区町村への往復の途中に生じたものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

別表 1（第 3 条関係）

被災地域 ア・ロツク （※ 1）	都道府県 （※ 1）	指定都市（※ 1）		
		支援 ア・ロツク	現地支援（連絡）本部 設置担当都市 （※ 2～4） 及び支援隊 派遣都市（※ 5）	追加支援 ア・ロツク （※ 6）
北海道北 ア・ロツク (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	A ア・ロツク	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①B ア・ロツク ②C ア・ロツク ③D ア・ロツク ④E ア・ロツク ⑤F ア・ロツク
	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	B ア・ロツク	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①A ア・ロツク ②C ア・ロツク ③D ア・ロツク ④E ア・ロツク ⑤F ア・ロツク
関東 ア・ロツク (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	B ア・ロツク	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①A ア・ロツク ②C ア・ロツク ③D ア・ロツク ④E ア・ロツク ⑤F ア・ロツク
	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	C ア・ロツク	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①D ア・ロツク ②B ア・ロツク ③A ア・ロツク ④E ア・ロツク ⑤F ア・ロツク
関西 ア・ロツク (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	C ア・ロツク	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①D ア・ロツク ②B ア・ロツク ③A ア・ロツク ④E ア・ロツク ⑤F ア・ロツク
	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	D ア・ロツク	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①C ア・ロツク ②E ア・ロツク ③F ア・ロツク ④B ア・ロツク ⑤A ア・ロツク
中国・四国 ア・ロツク (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	D ア・ロツク	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①C ア・ロツク ②E ア・ロツク ③F ア・ロツク ④B ア・ロツク ⑤A ア・ロツク
	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	E ア・ロツク	①岡山市 ②広島市	①F ア・ロツク ②D ア・ロツク ③C ア・ロツク ④B ア・ロツク ⑤A ア・ロツク
九州 ア・ロツク (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	E ア・ロツク	①岡山市 ②広島市	①F ア・ロツク ②D ア・ロツク ③C ア・ロツク ④B ア・ロツク ⑤A ア・ロツク
	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	F ア・ロツク	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①E ア・ロツク ②D ア・ロツク ③C ア・ロツク ④B ア・ロツク ⑤A ア・ロツク

備考

※ 1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度（総務省）」の別表に通知したものである。

※ 2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市（※ 6）の順で年度ごとに編成とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。

※ 3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとに編成とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。

※ 4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災地により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市として活動する。

※ 5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。

※ 6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。

※ 7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

別表 2（第 1 5 条関係）

優先順位 1	優先順位 2
危機管理担当市	副会長市（会長代理の順）（※ 1）

※ 1 第 1 5 条第 1 項の規定により、副会長が会長の権限を委任された場合は、次順とする。

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

- (応援の種類)
- 第1条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- (実施)

- 第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。
- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

協 定 書

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

- 附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
- 附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
- 附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
- 附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
- 附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
- 附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年10月1日

- (応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

情報に関する協定

緊急情報放送に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社シディエフエム静岡（以下「乙」という。）は、緊急情報放送システムの使用に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、静岡市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、緊急情報放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の非常の状態をいう。

(2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めるとき、乙の所有する緊急情報放送システムを使用して、甲の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急情報放送システムの運用に当たっては、乙の放送局としての番組編成を尊重し、次の各号に定める手順により放送するものとする。

(1) 乙の生放送時間

ア 甲は、電話又はFAXにより、乙が運用するスタジオあてに、緊急情報放送である旨を明示して概要を送付する。

イ 乙は、緊急情報放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえ直ちに他の放送に優先してこれを放送し、それ以降においても状況を把握し、通時繰り返し放送を行う。

(2) 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間

ア 甲は、緊急情報放送を行う必要があると認めるときは、乙の社員に緊急放送を行うことを連絡し、その了解を得たうえ乙の所有する緊急情報放送システムを使用し放送中の番組を切り替えて緊急情報放送を行う。

イ 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告することとする。

ウ 乙の社員が出社した場合は、乙から甲に直ちに連絡をとり、連絡後は、乙が緊急情報放送を継続する。

(3) 災害の規模により、緊急情報放送の必要性が増大した場合は、双方協議のうえ、乙の社員を甲に派遣し、緊急情報放送を行うこととする。

(4) 緊急情報放送の前線及び放送機器の機能・操作確認のための放送実施については、緊急情報放送システムを使用し、定期的に防災情報放送を実施する。

（費用の負担）

第4条 緊急情報放送システムに関する費用の負担は、次のとおりである。

(1) 甲は、前条2号アに規定する乙の所有する緊急情報放送システムの設備を別に締結する契約により有償で借り上げ、電話・FAX回線使用料は甲が負担する。

(2) 乙は、緊急情報放送に要する費用を甲に請求しない。

(3) 緊急情報放送の実施により同時刻に予定していた番組又はコマーシャルが放送できなくなつたときは、乙と当該広告主等との間の協議によりその解決を図るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。（協定の改定）

第6条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協議締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし協定期間の満了1月前までに甲乙双方から異議申立がない場合は、引き続き1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通所有するものとする。

平成10年4月1日

甲	静岡市長	小嶋善吉
乙	静岡市紺屋町15番地4 株式会社シディエフエム静岡	代表取締役 宮川巴

情報に関する協定

災害時等における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和55年法律第73号）第20条の規定に基づき、清水市長（以下「甲」という。）が株式会社エフエムしみず（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第56条の規定による通知又は警告が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発表されたことを知った場合において、同法20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送日時等

(4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 甲は乙から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくものとする。

(雜則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(施行日)

第7条 この協定は、平成8年6月2日から施行する。

平成8年6月2日

(甲)	清水市長	宮城島弘正
(乙)	清水市入船町12番1号 株式会社エフエムしみず 代表取締役	山田信司

災害時における臨時広報紙の配布に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」＜別記＞という。）とは、静岡市の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における臨時広報紙の配布について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、被災者に対する的確な情報提供を行うため、災害時に甲が発行する被災者の生活維持のために提供すべき情報等を掲載した印刷物（臨時広報紙」という。）の配布の要請その他の協力事項について定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時であって乙の協力を必要とするときは、乙に対し、臨時広報紙の配布について、協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭又は電信若しくは電話により次に掲げる事項を連絡して行うものとし、甲は、事後に臨時広報紙配布要請書（別紙1）を乙に提出するものとする。

(1) 配布要請者

(2) 配布要請日時

(3) 配布要請地域

(4) 配布要請部数及びその内訳

(5) 臨時広報紙受取場所

(6) その他甲、乙協議により必要と認める事項

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、配布を行う際の安全性を検討した上で、可能な限り当該要請に応じ臨時広報紙の配布を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第3条 甲は、乙に前条第1項の規定による要請を行おうとするときは、当該要請に係る配布要請地域の道路、河川等の現況その他の被害に関する情報を乙に提供するよう努めるものとする。

(配布の範囲)

第4条 甲が第2条第1項の規定による要請を行うことができる範囲は、静岡市域のうち乙の組合員が新聞の配達を行う区域内の場所（以下「配達場所」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、配達場所以外の場所に臨時広報紙の配布を乙に依頼することができる。

(報告)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けて配布を行ったときは、口頭又は電信若しくは電話により甲に連絡し、事後に臨時広報紙配布業務報告書（別紙2）を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項の規定による要請を受けて乙が臨時広報紙の配布を行うに当たり要した経費は、第4条第1項の規定により配布する分に係る費用を乙が、同条第2項の規定による依頼により配布する分に係る費用を甲がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、経費の負担に疑義が生じた場合は、災害時の直前における適正な価格を基準とし、甲、乙が協議して両者の負担割合を決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、臨時広報紙の配布に従事する者が臨時広報紙の配布に係る業務上第三者に損害を与えたときは、原則として、当該損害に係る賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、当該損害の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(幹事及び組合員の報告)

第8条 乙は、静岡市〇〇新聞販売組合（以下「組合」＜別記＞という。）の幹事に変更があった場合には、速やかに甲に変更後の幹事の氏名、連絡先等を報告するものとする。

2 乙は、4月1日時点の組合の構成員の名簿を、甲が指定する日までに甲に提出するものとする。

(情報の交換)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする

情報に関する協定

る。
(有効期間)
第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。
2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。
(協議)
第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議して定める。
本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月18日

甲	静岡市葵区追手町5番1号 静岡市長 田辺 信宏
乙	(相手方及び所在地) <別記>

<別記>

■静岡市葵区宮ヶ崎町8番地
静岡市葵区駿河区新聞販売組合
幹事 森下 将明

■静岡市清水区大手一丁目3番1号
清水新聞販売組合
組合長 清水 雅之

災害に係る情報発信等に関する協定

静岡市 (以下「甲」という。)及びヤプー株式会社 (以下「乙」という。) は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、静岡市域内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲がその市民に対して必要な情報を迅速に提供し、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

(本協定における取組)

第2条 本協定における取組は、次の各号のうち、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について、合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、静岡市域内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、静岡市域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発災時の静岡市域内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、静岡市域内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ (以下「災害ブログ」という) にアクセスするためのwebリンクを乙のサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条の規定に基づく甲及び乙の取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知の方法等)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報の周知に当たっては、乙が適切と判断する方法 (提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。) によることができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議し

て解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年9月20日

静岡市葵区迫手町5番1号

甲

静岡市長 田辺 信宏

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 孝

乙

情報に関する協定

防災への取り組みに関する協定書

静岡市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。
2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するが否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。
 - (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
 - (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
 - (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
 - (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。
2. 甲が本件協力を行うが否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。
3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

情報に関する協定

第5条 (期間等)

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条 (準拠法および裁判管轄)

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

静岡市

代表取締役社長 田 辺 信 宏

(署名)

2013.10.08

(氏名)

19:03:12

(肩書)

静岡市長

(日付)

情報（郵便）に関する協定

災害時等支援協力に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡中央郵便局ほか2局の静岡市内普通郵便局及び東海郵政管理局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡委員会である静岡市内特定郵便局（以下「乙」という。）は、日常業務及び静岡市内に発生した大規模地震その他のによる災害時において、災害対策基本法（昭和30年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、静岡市地域防災計画その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により静岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供
- (3) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民等の避難先及び被災状況等の安否情報の相互提供
- (5) 郵便局掲示板への災害関連情報の掲示
- (6) 甲が要請する他都市支援者の地理案内
- (7) 乙による道路損壊等及び交通渋滞などの道路情報の提供
- (8) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（情報連絡員）

第5条 乙は、静岡市災害対策本部に情報連絡員を置くことができる。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、第2条第4号に定める安否情報の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（日常における情報提供）

第8条 乙は、日常業務において、静岡市内の道路の陥没等破損箇所を発見した場合、甲へ情報提供するものとする。

2 前項の情報提供に係る甲の情報受取者は、その事務を所管する課とする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に關し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては静岡市総務部防災課長、乙においては静岡中央郵便局総務課長とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この覚書は、平成10年7月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持續する。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年7月8日

甲 静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市内普通郵便局 横田武彦

静岡中央郵便局長

静岡南郵便局長 野呂昌彦

静岡西郵便局長 青山繁

東海郵政管理局管内特定郵便局長業務推進連絡会

静岡市連絡会長

静岡北瀬名郵便局長 浅井義男

※その他同様の覚書は以下のとおり。

平成9年10月9日

甲 清水市長 宮城島弘正

乙 清水市内郵便局長

清水郵便局長 小幡迪夫

清水市内特定郵便局長代理

清水矢倉郵便局長 青島守邦

平成10年2月10日

甲 由比町長 青木健

乙 由比郵便局長 望月英治

輸送に関する協定

災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- (2) 資機材の提供
- (3) 緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送要請報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式3）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第6条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第7条 甲は、甲の指示により、第2条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の規定に基づきその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

本協定発効と同時に平成24年7月25日付で締結した大規模災害時における輸送業務に関する協定書、及び昭和56年6月25日付で締結した災害時における自動車輸送の協力に関する協定は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月3日

甲	静岡市葵区追手町5番1号 静岡市長 田 辺 信 宏
乙	静岡県静岡市駿河区池田126-4 一般社団法人静岡県トラック協会 会 長 佐 野 寛

輸送に関する協定

漁船による緊急輸送活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水市（以下「乙」という。）と清水市漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号）第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最速と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができ。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活動報告）

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

（協力組合員名簿の提出）

第11条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成10年7月16日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月16日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
(乙) 清水市長 宮城島弘正
(丙) 清水市島崎町149番地の40
清水市漁業協同組合代表理事組合長 滝戸颯男

他の協定締結は次のとおり

平成10年9月1日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
(乙) 静岡市長 小嶋善吉
(丙) 静岡市用宗町2丁目18番1号
静岡市漁業協同組合代表理事組合長 高木碎夫

平成9年12月1日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
(乙) 由比町長 青木健
(丙) 庵原郡由比町今宿字浜1068番地の2
由比港漁業協同組合代表理事組合長 原 剛三

物資調達に関する協定

災害時における食料・物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の自治体が被災した場合であって、当該自治体から甲が必要なる物資（日用品を含む。）、食料品及び飲料品（以下併せて「物資等」という。）の調達又はあっせんを要請された場合（以下これらを「災害時」という。）の物資等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、災害時において、乙による物資等の供給を必要とするときは、乙に対し、物資等の供給を要請することができる。
- 第2条 前項の規定による要請は、物資発注書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（物資等の供給等）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に物資等を供給するものとする。
- 第2条 乙が甲に供給する物資等の範囲は、甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。ただし、乙は、乙の加盟店への商品供給等を理由として甲の要請を拒否し、又は物資の供給日時、種類、数量等を調整して供給することができる。

（要請に基づく乙の措置）

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請事項を実施するための措置をとるとともに、当該措置状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により、甲に提出するものとする。

（物資等の供給方法等）

- 第4条 物資等の供給場所及び供給日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該供給場所までの物資等の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による運搬が困難な場合にあっては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 第2条 甲は、前項の規定により指定した供給場所に職員を派遣し、物資等を確保の上引き取るものとする。
- 第3条 乙は、物資の供給が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 供給日時
 - (2) 供給場所
 - (3) 物資等の種類及び数量
- (車両の通行)

- 第5条 甲は、乙が甲に物資等を供給するため、車両により当該物資等を運搬する際は、当該車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(経費の負担等)

- 第6条 乙が供給した物資等の対価及び運搬に係る経費は、甲が負担する。
 - 第2条 前項に規定する経費の額は、物資等の対価については災害発生前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前においては供給時の乙の店舗での販売推奨価格とする。）とし、運搬に係る経費については災害発生前における適正価格（災害発生前においては供給時の適正価格とする。）を基準に算定する。
 - 第3条 甲は、前項の規定により算定した額を乙からの請求後、速やかに乙に対して支払うものとする。
- (連絡責任者の選定等)
- 第7条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施体制を確保するため、各自の連絡責任者を選定するものとする。
 - 第2条 前項の規定により、連絡責任者を選定した場合は、連絡責任者届（別紙第3号様式）により、

相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(その他)

- 第8条 乙は、乙の加盟店、配送業者その他の関係者に対し、最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等に係る制限から、履行させることが困難な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (協議)

- 第9条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。
- (解除)

- 第10条 この協定を解除する場合は、甲、乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。
- (有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも有効期間満了による終了の意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様とする。
- (旧協定の廃止)

- 第12条 平成14年11月29日付けで甲、乙間に締結した災害時における物資の供給に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 28 年 12 月 26 日

甲	静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市長 田辺 信宏
乙	東京都品川区大崎一丁目11番 2 号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

物資調達に関する協定

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とイオン株式会社中部カンパニー静岡事業部清水店（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（応急生活物資供給の協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において、乙による応急生活物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、連絡の体制、方法及び手続について、支障をきたさないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に係る協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の範囲）

- 第3条 第1条第1項の規定により甲が乙に要請することができる応急生活物資の範囲は、あらかじめ甲・乙協議して定めておくものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請があったときは、前項の規定による応急生活物資以外の物資の供給についても、可能な範囲において協力するものとする。

（応急生活物資の運搬）

- 第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

- 第5条 第2条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資としての商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙による取扱商品の優先供給及び運搬の終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

（協議）

- 第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（雑則）

- 第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年11月7日

甲 静岡市長 小嶋 善吉
乙 静岡市清水区上原一丁目6番16号
イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部
事業部長 高橋 正晴

物資調達に関する協定

災害救助物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ファーマーmarkt（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、静岡市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（供給可能数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了

日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月17日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファーマーmarkt
代表取締役社長 上 田 準 二

物資調達に関する協定

災害時における支援協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とマックスパリュ 東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、現に保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条各号に掲げる物資の供給を受けようとするときは、品目、数量、納入場所等を明示した文書で、乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関して相互部署を定め、連絡責任者を選任した場合及びそれを変更した場合に、は、相互に通知するものとする。

（協定の期間と効力）

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月9日

甲：静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙：静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1
マックスパリュ東海株式会社
代表取締役社長 寺 嶋 晋

物資調達に関する協定

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社静鉄ストア（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

第 2 条 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののほか、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

第 2 条 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

第 3 条 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日

甲	静岡市葵区迫手町 5 番 1 号 静岡市長 田 辺 信 宏
乙	静岡市葵区古庄二丁目 16 番 6 号 株式会社静鉄ストア 取締役社長 竹 田 昭 男

変更協定書

平成 25 年 8 月 27 日付け静岡市と株式会社静鉄ストアとの間に締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

- 原協定第 4 条を次のように改める。
(物資の引渡し)
第 4 条 物資の引渡しは、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、引渡しの場所、日時及び運搬方法については、甲、乙協議の上定めるものとする。
第 2 条 甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、要請にかかる物資の品目、数量を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。
 - この変更協定は、令和 5 年 10 月 10 日から適用する。
- この変更協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上各自 1 通を保有する。
- 令和 5 年 10 月 10 日

静岡市葵区迫手町 5 番 1 号 静岡市長 難波 喬司	静岡市葵区末広町 95 番地 株式会社 静鉄ストア 取締役社長 森下 登志美
--------------------------------	--

物資調達に関する協定

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社エンチャー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
平成 2 5 年 9 月 3 日

甲	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	静岡市長 田 辺 宏
乙	富士市中央町二丁目 12 番 12 号
	株式会社エンチャー
	代表取締役 遠 藤 夫

物資調達に関する協定

災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、静岡市内に大規模な地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資（福祉用具）の調達及び供給に関して、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請する物資の名称及びその数量
- （2）物資の輸送場所
- （3）その他必要な事項
- （協力の実施）

第3条 乙は、甲から物資の供給要請を受けたときは、優先的に物資を供給するものとする。

（引渡し）

第4条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとし、当該場所において、甲が物資を譲認の上、これを引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供した物資の名称及びその数量
- （2）物資を提供した場所
- （3）その他必要な事項
- （物資の価格）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用の請求）

第8条 乙は、協力に要した費用について、第5条の規定による文書の提出後、甲にこれを請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

（連絡責任者等）

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、これを互いに通知しておくものとする。

2 この協定に基づく乙の業務については、社団法人日本福祉用具供給協会東海北陸支部において行うものとする。

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効

物資調達に関する協定

災害時における量の提供に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 事務局長 前田敏康（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲に対して行う災害時における量の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、避難所の設営その他の甲が行う災害対応のために、乙による量の提供を必要とするときは、乙に対し、量の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に量を提供するものとする。

2 乙が甲に提供する量は、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

3 乙は、甲が指定する引渡場所まで量を運搬するものとし、甲はその運搬に協力するものとする。

4 乙は、前項の規定により量を運搬したときは、甲に対し、その完了について文書により報告するものとする。

5 提供された量は返却を要しないものとし、使用を終えた量の処分は、甲がその負担において行うものとする。この場合においては、第三者への譲渡等の転用を妨げない。

（費用負担）

第4条 量及び量の運搬に係る費用は、乙が負担するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は1年間延長するとし、以後も同様とする。

（定めない事項の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項について、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月18日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

乙 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
事務局長 前田 敏康

災害時における量の提供に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県量適格組合連合会 会長 小杉隆弘（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に必要な量の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に、乙に対し、量の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（量の運搬等）

第3条 甲は第1条の規定による要請をした場合は、量の集積場所及び運搬経路を指定するものとする。

2 乙は、甲が指定した集積場所まで量の運搬を行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合にあつては、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、前項の規定により指定した集積場所に職員を派遣し、量を確認の上引取るものとする。

（対価等）

第4条 量の対価及び当該量の運搬等に係る費用（以下これらを「対価等」という。）の負担区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）甲が設置する避難所に量を設置する場合の量の対価 乙の負担

（2）前号に規定する避難所以外の場所に量を設置する場合の量の対価 甲の負担

（3）量の運搬等に係る費用 甲の負担

2 前項に規定する対価等は、集積場所への運搬終了後、災害発生前における適正な価格（災害発生前の要請にあつては、要請時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（対価等の支払い）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲が負担する対価等について、集積場所への運搬終了後、請求するものとし、甲は当該請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく量の供給等が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（定めない事項の処理）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月5日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

静岡市葵区神明町110番地

乙 静岡県量適格組合連合会
会長 小杉 隆弘

物資調達に関する協定

災害時における物資拠点の開設等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、静岡市（以下「乙」という。）及び公益財団法人静岡産業振興協会（以下「丙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が救援物資その他の緊急を要する物資（以下「災害救助用物資等」という。）の荷捌き及び輸送等に係る作業の拠点（以下「物資拠点」という。）として丙の施設を使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が丙の施設を物資拠点として使用するために必要となる事項を定めることにより、災害時における災害救助用物資等の荷捌き及び輸送等に係る作業を円滑に行うことを目的とする。

（開設）

第2条 甲及び乙は、災害時において物資拠点を設置する必要があるときは、丙に対し、次に掲げる施設の使用許可を要請することができる。

施設名	所在地
ツインメッセージ静岡	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号
前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。	
丙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、甲及び乙に対し災害により生じた施設の被害状況その他必要な情報を報告するとともに、施設の使用について他の使用者に優先して許可するものとする。	

（開設期間等）

第3条 物資拠点の開設期間は、原則として30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 物資拠点における作業可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、災害による被害又は交通事情等の影響により、作業に遅延が発生した場合その他特別の理由がある場合にあっては、時間外においても作業を行うことができるものとする。

（運営）

第4条 甲及び乙は、物資拠点において荷捌き及び輸送等に係る作業を協働で行うものとする。

2 甲及び乙は、物資拠点の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、定期的に丙に対して現状報告等を行い、丙との情報共有を図るものとする。

3 甲及び乙は、施設管理その他物資拠点の運営に必要な事項について、丙に協力を要請することができるものとする。

（閉鎖）

第5条 甲及び乙は、物資拠点を閉鎖したときは、直ちに使用した施設を原状に回復しなければならない。

（使用料の額）

第6条 甲及び乙が負担する施設の使用料の額は、丙が定める使用料その他の料金を基準として、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（使用料の請求）

第7条 丙は、前条に規定する使用料について、各月の使用が完了した後、当該月分として乙に請求するものとする。

（使用料の支払）

第8条 乙は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに丙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

2 乙は、前条の規定による支払が完了したときは、甲、乙協議の上、甲が負担すべき使用料に相当する額を決定し、当該額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに乙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 この協定に基づく物資拠点の開設に伴い、災害時において現に丙の許可を受けて施設を使用する者（災害時前からの施設の予約者を含む。）との間に施設の賃借に関する損害賠償その他の問題が生じた場合には、甲、乙及び丙は、協力してその解決に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日とする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲、乙、丙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様に取り扱うものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月6日

甲	静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県知事 川勝 平太
乙	静岡市葵区迫手町5番1号 静岡市長 田辺 信宏
丙	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 公益財団法人静岡産業振興協会 理事長 神原 達哉

物資調達に関する協定

緊急物資集積所の開設等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市物流困地協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲が救援物資その他の緊急を要する物資の受入れを行う場所（以下「緊急物資集積所」という。）として乙の施設を使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の施設を緊急物資集積所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、緊急物資の受入れを円滑に行うことを目的とする。

(緊急物資集積所の開設)

第2条 甲は、災害時において緊急物資集積所を設置する必要があるときは、乙に対し、次の施設内の場所の提供を要請することができる。

施設名	所在地
静岡市物流困地	静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、災害により施設に生じた被害の状況その他必要な情報を甲に報告するとともに、場所の提供を行うものとする。

4 乙は、緊急物資集積所の管理及び運営に關して必要となる施設管理等の協力を行うものとする。（緊急物資集積所の開設期間等）

第3条 緊急物資集積所の開設期間は、その目的の達成のため必要最小限の範囲で甲、乙協議の上定めるものとする。

2 緊急物資集積所の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、交通事情等の影響により災害救助用物資等の受入れの遅延が発生した場合その他特別の理由があるときは、時間外においても荷役作業を行うことができるものとする。

(緊急物資集積所の運営)

第4条 甲は、緊急物資集積所において災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出しを行うものとする。

2 甲は、緊急物資集積所の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲は、定期的に乙に対して現状報告を行うなど、乙との情報の共有を図るものとする。

3 甲は、施設管理その他緊急物資集積所の運営に必要な事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

(閉鎖)

第5条 甲は、緊急物資集積所を閉鎖するときは、施設を原状回復させた上で乙に引き渡すものとする。

(経費等)

第6条 この協定に基づく乙の施設の使用に關し甲が負担すべき施設の使用料の額は、乙が定める使用料及びその他の料金表を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

(経費等の請求)

第7条 乙は、緊急物資集積所の閉鎖の後、速やかに前条の規定による使用料を甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が相手方に対し、書面により解除の意思表示をしない限り、期間満了の日から1年

間延長するものとし、以後も同様に扱うものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月9日

甲	静岡市葵区追手町5番1号 静岡市長 田辺 信宏
乙	静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6 静岡市物流困地協同組合 代表理事 杉山 節雄

物資調達に関する協定

災害時における資機材のリースに関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

- 第1条 甲は、静岡市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。
- 第2条 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 第3条 甲は、静岡市外の災害等について、国又は甲以外の地方公共団体（以下「国等」という。）から資機材の供給のあっせんを要請されたときは、乙に対して、当該国等への資機材の提供を依頼することができる。

（協力の内容）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。
- 第2条 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。
- 第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。
- 第2条 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。
- （資機材の運搬及び引渡し）
- 第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。
- 第2条 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 第3条 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。ただし、第1条第3項の規定による甲の依頼を受けて乙が国等に資機材を提供したときは、この限りでない。
- 第2条 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基幹として、甲、乙協議して決定するものとする。
- 第3条 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。
- （資料の交換及び情報交換）
- 第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

（協定の効力）

- 第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（その他）

- 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協

議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成25年11月14日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡市駿河区宮竹一丁目14番14号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部
支部長 田 島 潤 一

医療救護に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市静岡医師会（以下「乙」という。）及び社団法人静岡市清水医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があるとき及び医療救護活動を実施する必要があるときは、乙及び丙に対し医師、看護師等（以下これらを「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ医療従事者を災害対策本部及び救護所に派遣することができ、

4 乙及び丙は、前項の規定により医療従事者を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療従事者の職務）

第4条 医療従事者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の救護病院への収容指示
- (3) 死体の検案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する医療従事者の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医療従事者の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する医療従事者の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、医療従事者が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

（損害補償）
第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号

静岡市長 小 嶋 善 吉

乙 静岡市葵区東草深町3番27号

社団法人 静岡市静岡医師会

会 長 勝 又 正 孝

丙 静岡市清水区浜川二丁目12番1号

社団法人 静岡市清水医師会

会 長 池 田 米 繁

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡歯科医師会（以下「乙」という。）及び社団法人清水龍原郡歯科医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があるとき及び医療救護活動を実施する必要があるときは、乙及び丙に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ歯科医師を災害対策本部及び救護所に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科医師の派遣は、甲の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（歯科医師の職務）

第4条 歯科医師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者に対する救護活動
- (2) 口腔ケア等の歯科保健活動
- (3) 身元確認のための歯牙鑑定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する歯科医師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（歯科医師の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する歯科医師の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する歯科医師が使用する医薬品等については、当該歯科医師が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

（指示補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いづれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号
静岡市長 小嶋 善 吉

乙 静岡市駿河区曲金三丁目3番15号
社団法人 静岡歯科医師会
会 長 中 野 健 一 郎

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
社団法人 清水龍原郡歯科医師会
会 長 河 村 孝 憲

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市薬剤師会（以下「乙」という。）及び清水薬剤師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があるとき及び医療救護活動を実施する必要があるときは、乙及び丙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を甲の指定する災害対策本部、救護所及び救護医薬品等集配センター（以下「災害対策本部等」という。）に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ薬剤師を災害対策本部等に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により薬剤師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した薬剤師の派遣は、甲の要請に基づく薬剤師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（薬剤師の職務）

第4条 薬剤師の職務は、次のとおりとする。

(1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2) 災害対策本部等における医薬品の仕分け、管理

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する薬剤師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙及び丙が派遣する薬剤師は、甲が準備した医薬品等により医療救護活動を行うほか、甲の要請により乙及び丙の医薬品等を供給するものとする。

（実費弁償）

第7条 前条の規定により、乙及び丙が派遣する薬剤師が供給した乙又は丙の医薬品等の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死にじた場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自の1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号

静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市駿河区小黒一丁目4番4号

社団法人 静岡市薬剤師会

会長 石川幸伸

丙 静岡市清水区淡川二丁目12番1号

清水薬剤師会

会長 小鷹和美

ライフラインに関する協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市水道局指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害時」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、大規模災害等の発生に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、水道及び下水道施設の復旧、文、公共施設ならびに避難施設等への仮設給排水設備設置など、災害の状況に応じた応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第 2 条 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、資機材、車両及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第 3 条 甲は、乙に対し応急活動を要請するときには、応急活動協力要請書（第 1 号様式）により、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（活動報告）

第 5 条 乙は、応急活動が終了したときは、速やかに甲に対し応急活動実施報告書（第 2 号様式）により、応急活動日時、応急活動内容、使用資機材、応急活動に当たった組合員名及びその現場責任者、その他必要事項について、報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が応急活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払方法）

第 7 条 甲は、第 5 条の報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第 8 条 甲又は乙は、応急活動に際し、それぞれその責めに期する理由によりこの協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

（報告）

第 9 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第 10 条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事業所及び乙の組合員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、平成 13 年 1 月 31 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持續する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 1 月 13 日

(甲) 静岡市長 小嶋善吉

(乙) 静岡市千代田五丁目 13 番 12 号

静岡市水道局指定工事店協同組合 理事長 橋本 将

ライフラインに関する協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市電気設備協力会（以下「乙」という。）とは、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（自主的救出活動等）

第1条 乙は、「自らの地域は、自らで守る。」の精神に基づき、自主防災組織と協力し、地域の救出・救護活動に当たり、甲は乙の実施する救出・救護活動に際し、情報及び資機材の提供等可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、市公共建築物の初期電気復旧活動等災害の状況に応じた災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、乙の会員のあつせん、車両、資機材及び努力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による要請は、静岡市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の状況により必要があるときは、静岡市災害対策本部の部長又は支部長が行うことができる。

2 前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等で連絡することにより行うものとし、事後、甲は、別に定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請者
- (2) 要請日時
- (3) 要請場所
- (4) 要請内容
- (5) 資機材その他必要事項

（応急活動の実施）

第4条 乙の会員は、前条の規定に基づき応急活動の実施について要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（報告）

第5条 乙の会員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に連絡し、事後、別に定める様式の報告書を提出するものとする。

- (1) 現場責任者
 - (2) 活動日時
 - (3) 活動場所
 - (4) 活動内容
 - (5) 資機材その他必要事項
- （費用の負担）

第6条 この協定により乙の会員が応急活動に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の会員の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（損害賠償）
第8条 甲又は乙は、業務に際し、その責めに斯する理由により乙の会員又は第三者に損害を与えたときは、相手方に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責めを負うものとする。
（連絡責任者）
第9条 この協定の実施に当たり連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、甲にあっては静岡市災害対策本部・総括部総括班（総務部防災課長）、乙にあっては会長とする。

（協力する車両等の報告）

第10条 乙は、毎年4月1日現在の会員名簿及び災害時に協力できる車両、資機材、人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第11条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各会員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示マークを掲示することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成10年1月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで、その効力を持續するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年1月8日

(甲) 静岡市長 小嶋善吉
(乙) 静岡市馬場町13番地
静岡市電気設備協力会 会長 谷川吉晴

相談に関する協定

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、甲市内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が同法第23条の2の規定に基づき甲市地域防災計画の定めによるところにより甲市災害対策本部を設置した場合（以下「市災害対策本部」という。）において、乙が実施する被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲乙は、災害において、乙が被災者に対して行う被災者支援を円滑、かつ、適切に実施するため、以下の条項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、市災害対策本部が設置され、かつ、甲市内において災害救助法が適用された場合で、行政書士による支援活動が必要ときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 甲が、災害時に、乙に被災者支援を要請する場合、災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を乙に送付する。

3 甲が要請書を送付することが困難な状況であるときは、適宜、要請を行い、その後速やかに要請書を送付する。

4 乙は、甲から被災者支援の要請を受けた場合は、乙の会員の中から支援活動にあたる担当者を選任し、派遣する。

（実施期間）

第3条 被災者支援の実施期間は、甲乙協議の上、定める。

（乙が行う支援活動）

第4条 甲の要請書により乙が行う支援活動は、次のとおりとする。

(1) 被災者支援に係る窓口相談業務

(2) 甲乙が、協議の上、必要と判断した事項

（費用負担）

第5条 相談会場の使用料金、光熱費及び物件費は、甲が全額負担する。

2 第4条に規定する支援活動の人員費及び物件費は、乙が全額負担する。

3 その他必要な費用を生じたときは、その都度、協議の上、定める。

（危険の情報共有）

第6条 甲乙は、甲乙に危険が及ぶおそれがあるとする情報に接した場合は、直ちに、危険回避を行った後、市町災害対策本部及び乙の事務局に連絡を相互に行う。

2 乙は、前項の規定により、危険を回避することができないと判断した場合は、直ちに支援活動を終了し、安全確保に努める。

（体制整備）

第7条 乙は、第2条による体制の確立が速やかに行えるよう整えるとともに、甲乙は、連絡担当者を定め、適宜、平時から連絡を密にし、情報交換及び連絡調整に努める。

（訓練参加）

第8条 乙は、甲が主催する災害相談窓口の受付訓練について、参加するよう努める。

2 前項の規定は、第4条の規定を念頭に置き、訓練を行うものとする。

（静岡県災害対策士業連絡会との関係）

第9条 静岡県災害対策士業連絡会（以下「士業連絡会」という。）のもと災害支援が開始された場合は、乙は、基本的に士業連絡会の構成団体の一つとして支援活動を行う。ただし、甲が第4条の規定に基づき、引き続き支援活動を希望する場合は、乙は可能な限り支援活動を行う。

（支援活動中の災害補償）

第10条 乙の会員がこの協定による支援活動により負傷し又は死亡した場合は、乙が付保する保険の範囲内で、乙が補償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

（疑義の解決）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、甲乙は、法令及び信義則に従い、協議の上、解決するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定は、従前に甲乙間で締結した協定の有効期間及び本協定締結日付にかかわらず、年月日から効力を生ずる。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙のいずれからも更新拒絶の意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

本協定成立の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通ずつ所持する。

令和7年2月6日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長 難波 希司

(乙) 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会

会長 岡 康弘

相談に関する協定

災害時における被災者支援のための司法書士業務に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第 23 条の 2 の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）における司法書士業務の遂行に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、司法書士業務にかかる被災者法律相談の必要性が生じたときは、乙に対して司法書士業務の遂行の協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第 3 条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に定める業務に関する相談

（要請の手続き等）

第 4 条 第 2 条に規定する甲の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第 5 条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、第 2 条の規定による甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、司法書士業務に支障を来さないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、第 1 項の体制の確保について、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第 6 条 第 3 条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費その他全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第 7 条 第 2 条の規定による甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第 8 条 第 3 条に規定する司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自 1 通ずつを所持する。

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

（甲） 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田辺 信宏

（乙） 静岡市駿河区稲川 1 丁目 1 番 1 号
静岡県司法書士会 会 長 西川 浩之

相談に関する協定

災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談、被災者への支援情報等の提供その他の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者支援活動を円滑、迅速かつ効果的に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者支援活動の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動の担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第3条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動実施の連絡及び広報）

第4条 乙が被災者支援活動の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（被災者支援活動担当者の業務）

第5条 被災者支援活動の担当者には、乙が定める災害マニュアル等に基づき、被災者支援活動を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災により発生する法的問題についての解決支援に資するため、前項の被災者支援活動の実施状況を定期的に報告する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動に関し、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

（事前準備の確認）

第7条 甲及び乙は、甲乙の協議により、被災者支援のための次に掲げる取組が実現していること及び当該取組を継続していくことを、相互に確認する。

- (1) 被災者に対する支援情報その他の有益情報をまとめた災害時Q&A集（静岡県弁護士会ニュース）の静岡市版（以下「災害時Q&A集」という。）が完成していること。
- (2) 災害時Q&A集が、甲及び乙のウェブサイトに掲載されていること。
- (3) 災害時Q&A集が、甲の地区支部（静岡市災害対策本部区本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第6条に規定する地区支部をいう。）に平時から常備され、避難所開設時に速やかに避難所等に提示される体制を構築していること。
- (4) 甲において弁護士派遣要請書を常備し、発災後速やかに乙が弁護士を派遣する体制を構築していること。
- (5) 甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施していること。
- (6) その他被災者支援活動に関すること。

（災害時Q&A集の活用）

第8条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、災害時Q&A集の活用並びに市民及び甲の職員への周知について、相互に協力する。

2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版

に差し替えるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定は、平成29年3月29日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、

甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

（旧協定の廃止）

第11条 平成25年3月25日付け甲乙間で締結した「災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲 静岡市葵区迫手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区迫手町10番80号
静岡県弁護士会 会長 洞江 秀